

◆医療費通知を 確認しましょう！

市の国民健康保険では、医療費通知を年4回（6月・9月・1月・3月）、医療機関で受診された被保険者の皆さんにお送りしています。この医療費通知は、一人ひとりが自分の健康管理を十分心がけるとともに、正しく保険診療を受けていただくためのものです。

☆医療費通知の記載内容は？

診療年月・受診者氏名・診療を受けた医療機関名・診療区分・診療日数（回数）・医療費の総額や窓口での自己負担額などについて、通常3か月分を記載しています。

なお、医療費・自己負担額は保険診療として定められた費用のみを記載しており、自由診療や差額ベッド代、その他保険外診療は含まれていません。

☆内容に覚えがない？

医療費通知を確認し、記載の医療機関で診療を受けたことがない、日数・回数



が多いなどのご不明な点があった場合、まずはお手元の領収書等をご覧になり医療機関に確認してみましよう。その他不明な点は、市民課国民健康保険係へお問い合わせください。

※医療費通知は医療費控除の領収書としては使えません。医療機関の領収書は大切に保管しましょう。

問合せ 市民課国民健康保険

係 (80) 1143

◆出産育児一時金が変わります

◇国民健康保険の被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金が、平成21年1月1日からこれまでの35万円から3万円引き上げ、38万円となります。

これは、産科医療補償制度（無過失補償制度）の創設に伴い、出産費用の上昇が見込まれることから、妊産婦の方の負担の軽減を図るための措置です。

産科医療補償制度（無過失補償制度）とは

出産時の医療事故で重度の脳性まひとなった子に対し、医師に過失がなくても妊産婦に看護や介護のための補償金（総額3,000万円）が支払われるもので、医療機関がこの制度の運営組織である財団法人日本医療機能評価機構に分娩1件につき3万円の掛金を支払うものです。

◇産科医療補償制度（無過失補償制度）に加入してい

ない医療機関で出産した場合、出産時の医療事故で重度の脳性まひとなった子に対する補償金は受けることができません。妊産婦の方は、安全で安心して出産していただく

めに、この制度に加入している医療機関のご利用をお勧めします。

問合せ

市民課国民健康保険係

(80) 1143



市民懇談会

テーマ 「成東病院の経営改善」
日 時 1月15日(木) さんぶの森中央会館
1月16日(金) 松尾ふれあい館
※時間はいずれも午後7時～8時30分です。
問合せ 秘書広報課 (80) 1292